

○加東市防災ベッド等設置事業補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第60号

(目的)

第1条 この告示は、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された市内に存する戸建て住宅の居住者に対して、防災ベッド等の設置等に要する費用の一部を補助することにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用の炊事用流し
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 高齢者 交付対象年度の末日時点で満65歳以上の者をいう。
- (3) 戸建て住宅 一つの建物をもって一つの住宅となっているものをいう。
- (4) 耐震診断 次のいずれかの方法により行う住宅の耐震性に係る診断であつて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士のうち同法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務している者（同法第23条に規定する登録が不要である場合を除く。）が行うものをいう。
 - ア 2004年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）又は2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）による一般診断法又は精密診断法
 - イ 1996年版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）又は2011年改訂版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）による診断法
 - ウ 2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）又は2017年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）による第1次診断法、第2次診断法又は第3次診断法

エ 2009年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）による第1次診断法、第2次診断法又は第3次診断法

オ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による診断法

カ アからオまでに掲げる方法と同等と認められる診断法

(5) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。

(6) 防災ベッド等 住宅が倒壊したときに、生命を守るための安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であつて、別表第2に掲げるものをいう。

（平28告示77・平29告示90・平30告示98・令7告示82・一部改正）

（補助の対象者）

第3条 補助の対象者は、次条に規定する補助金の交付の対象となる住宅の居住者又はその者が高齢者の場合はその者の二親等以内の親族であつて、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 居住者の総所得金額が1,200万円以下の者であること。

(2) 住民税その他市の債権に係る徴収金の滞納がない者であること。

（平29告示90・平30告示98・令7告示82・一部改正）

（補助の対象）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、市内に存する個人所有の戸建て住宅で、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工され、補助の対象者の居住の用に供する住宅（賃貸戸建て住宅及び店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）で、次のアからウまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの

イ 平成12年度から14年度までに実施された「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの

ウ 平成17年度から実施されている「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの

(2) 兵庫県住宅再建共済制度若しくは兵庫県家財再建共済制度に加入している者又は加入する予定である者が所有する住宅であること。

2 補助金の交付の対象となる防災ベッド等は、その設置等に要する費用が1台当たり10万円以上のものとする。

(令 7 告示 8 2 ・ 一部改正)

(補助対象外の住宅)

第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する住宅は補助の対象としないものとする。

- (1) 第 8 条の申請時において、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 3 5 号に規定する特定行政庁から同法第 9 条に規定する措置が命じられている住宅
- (2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成 1 0 年法律第 1 0 0 号）による改正前の建築基準法第 3 8 条の規定に基づく認定方法により建築された住宅
- (3) 兵庫県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」に係る補助金（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が 0. 7 未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）、この告示に基づく補助金又は次のアからウまでのいずれかに掲げる補助金の交付を受け、又は受ける見込みである住宅

ア 加東市住宅耐震化建替事業補助金交付要綱（平成 2 7 年加東市告示第 5 9 号）による補助金

イ 加東市住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成 2 9 年加東市告示第 8 9 号）による補助金（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）

ウ 加東市住宅部分型耐震化事業補助金交付要綱（平成 2 8 年加東市告示第 7 0 号）による補助金のうち、改修前の上部構造評点が 0. 7 以上の屋根軽量化工事に係るもの

(令 7 告示 8 2 ・ 一部改正)

(補助対象経費)

第 6 条 補助の対象となる経費は、防災ベッド等の購入、運搬及び設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、1 台当たり 1 0 万円とする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防災ベッド等の設置等に係る契約前に、次の各号に掲げる書類を添えて、防災ベッド等設置事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工した市内に存する個人所有の戸建て住宅であることを証明する固定資産税名寄帳、登記事項証明書、建築確認申請書、建築確認検査済証等の書類

- (2) 簡易耐震診断等の耐震診断結果報告書の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 市税納税証明書
- (5) 住民票の写し
- (6) 戸籍謄本（二親等以内の親族が申請者の場合に限る。）
- (7) 防災ベッド等の設置等に係る見積書の写し
- (8) 設置する防災ベッド等の仕様が確認できる書類
- (9) 付近見取り図、各階平面図、設置予定場所の写真等の既存住宅の状況が分かる書類
- (10) 補助金算定（精算）書（様式第2号）
- (11) 市税等納付状況調査同意書（様式第3号）
- (12) 委任状（様式第4号）（代理人が申請手続を行う場合に限る。）
- (13) 住宅概要書（様式第5号）

（令7告示82・一部改正）

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、防災ベッド等設置事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により、当該申請が適当でないと認めたときは、防災ベッド等設置事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに防災ベッド等の設置等に係る契約を締結するものとする。

（平29告示90・平30告示98・一部改正）

（交付決定内容の変更）

第10条 補助対象者は、前条第1項の規定により通知された補助金の交付に係る内容を変更しようとするときは、防災ベッド等設置事業補助金変更交付申請書（様式第8号）に係る書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は、変更の内容、その理由その他変更申請内容を審査し、申請内容が適切であると認めるときは、防災ベッド等設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、補助対象者に通知するものとする。

（平28告示77・平29告示90・一部改正）

（実績報告）

第11条 補助対象者は、防災ベッド等の設置等が完了したときは、防災ベッド等設置事業

実績報告書（様式第 10 号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（平 29 告示 90・平 30 告示 98・一部改正）

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該実績報告が適正であると認めたときは、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、防災ベッド等設置事業補助金額確定通知書（様式第 11 号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（平 29 告示 90・一部改正）

（補助金の請求及び支払）

第 13 条 補助対象者は、前条に規定する補助金額の確定後に、防災ベッド等設置事業補助金請求書（様式第 12 号）を市長に提出することにより、補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助対象者に補助金の交付を行うものとする。

（平 29 告示 90・一部改正）

（報告）

第 14 条 補助対象者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められた場合は、速やかに当該報告をしなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに防災ベッド等設置事業遂行困難状況報告書（様式第 13 号）を市長に提出し、指示を受けなければならない。

（平 29 告示 90・一部改正）

（現場検査）

第 15 条 市長は、補助事業における防災ベッド等の設置等が適切に行われているかを確認するため、現場検査を実施することができる。

2 市長は、前項の現場検査を行った結果、防災ベッド等設置事業が適切に行われていないと認めるときは、当該事業が適切に行われるよう補助対象者に指導することができる。

3 補助対象者が、前項の指導に従わず、防災ベッド等設置事業が適切に行われる見込みがないと認められるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

4 市長は、補助対象者が正当な理由なく現場検査の実施を拒否したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（台帳の整備）

第 16 条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、防災ベッド等設置事業補助金台帳

(様式第 14 号)を整備するものとする。

(平 29 告示 90・一部改正)

(設置事業の中止等)

第 17 条 補助対象者は、補助の対象となる防災ベッド等の設置等を中止し、又は廃止しようとするときは、防災ベッド等設置事業中止（廃止）申請書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときで、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を防災ベッド等設置事業中止（廃止）承認通知書（様式第 16 号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の承認を受けて防災ベッド等の設置等を中止し、又は廃止した時点において、既にその一部に着手していた場合であっても、その実績に応じた補助金の交付は行わないものとする。

(平 28 告示 77・平 29 告示 90・一部改正)

(是正命令)

第 18 条 市長は、防災ベッド等の設置等の内容が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金の交付決定の内容等に適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 19 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 交付決定の内容等に違反したとき。

(3) 防災ベッドの設置等を申請期間内に着手しなかったとき。

(4) 防災ベッドの設置等を中止し、又は廃止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、防災ベッド等設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第 17 号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(平 29 告示 90・一部改正)

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該決定の日の翌日から起算

して15日以内の期限を定めて、防災ベッド等設置事業補助金返還命令通知書（様式第18号）により、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（平28告示77・平29告示90・一部改正）

（加算金及び遅延利息）

第21条 補助対象者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助対象者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

3 前2項の場合において、加算金又は遅延利息を計算する場合の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第77号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月8日告示第90号）

この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の加東市住宅耐震化建替事業補助金交付要綱の規定、第2条の規定による改正後の加東市防災ベッド等設置事業補助金交付要綱の規定及び第3条の規定による改正後の加東市住宅部分型耐震化事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月18日告示第98号）

この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の加東市住宅耐震化建替事業補助金交付要綱の規定、第2条の規定による改正後の加東市防災ベッド等設置事業補助金交付要綱の規定、第3条の規定による改正後の加東市住宅部分型耐震化事業補助金交付要綱の規定及び第4条の規定による改正後の加東市住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和３年３月３１日告示第６３号）

（施行期日）

- １ この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づく様式（次項において「旧様式」という。）でなされた申出、申請等は、この告示による改正後の各告示に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。
- ３ この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和７年３月３１日告示第８２号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

（平２８告示７７・全改）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
１	第２条第３号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0
２	第２条第３号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
３	第２条第３号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする。
４	第２条第３号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする。
５	第２条第３号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
６	第２条第３号カによるもの	全て	上記１から５までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第 2（第 2 条関係）

（平 3 0 告示 9 8 ・ 全改、 令 7 告示 8 2 ・ 一部改正）

補助対象となる防災ベッド等の一覧

番号	名称	会社名
1	ウッド・ラック（WOOD—LUCK）	新光産業株式会社
2	防災ベッド BB—0 0 2	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみっくベッドシェルター	NPO法人つみっくらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
1 0	シェルターユニットバス (UB)	J建築システム株式会社
1 1	耐震小型シェルター「構—kamae—」テ ブルタイプ	株式会社安信